

運 営 指 導 基 準 （ 指 定 児 童 発 達 支 援 ）

○根拠法令

「児福法」＝児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）

「児福法施行規則」＝児童福祉法施行規則（昭和 23 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号）

「市条例 6」＝八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和元年八王子市条例第 6 号）

「障発 0330 第 12 通知」＝児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 12 号）

「平 24 厚労告 269」＝厚生労働大臣が定める施設基準（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 269 号）

「平 24 厚労告 270」＝厚生労働大臣が定める基準（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 270 号）

「平 24 厚労告 122」＝児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号）

「障発 0330 第 16 通知」＝児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 16 号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
第 1 基本方針		
1 一般原則	（１）指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定児童発達支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定児童発達支援を提供しているか。 （２）指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定児童発達支援の提供に努めているか。 （３）指定児童発達支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 （４）指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	市条例 6 第 3 条第 1 項 市条例 6 第 3 条第 2 項 市条例 6 第 3 条第 3 項 市条例 6 第 3 条第 4 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
2 基本方針	(5) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、未成年後見制度の利用を支援するよう努めているか。 (6) 指定児童発達支援事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めているか。 (7) 指定児童発達支援事業者は、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注機会の増大に協力するよう努めているか。 指定児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じた適切かつ効果的な支援をし、又これに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものとなっているか。	市条例 6 第 3 条第 5 項 市条例 6 第 3 条第 6 項 市条例 6 第 3 条第 7 項 市条例 6 第 4 条
第 2 人員に関する基準		児福法 第 21 条の 5 の 19 第 1 項
1 従業者の配置の基準（児童発達支援センターを除く。）	(1) 指定児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所（指定児童発達支援事業所）（児童発達支援センターであるものを除く。以下（8）まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。 一 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 21 条第 6 項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ 障害児の数が 10 までのもの 2 以上 ロ 障害児の数が 10 を超えるもの 2 に、障害児の数が 10 を超えて 5 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上 二 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 49 条第 1 項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 1 以上	市条例 6 第 5 条第 1 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
	(4) (1) から (3) までの規定にかかわらず、主として重症心身障害児（児福法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。（ただし、指定児童発達支援の単位毎にその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことが出来る。） - 一 嘱託医 1 以上 - 二 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。） 1 以上 - 三 児童指導員又は保育士 1 以上 - 四 機能訓練担当職員 1 以上 - 五 児童発達支援管理責任者 1 以上	市条例 6 第 5 条第 4 項
	(5) (1) の児童指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤となっているか。	市条例 6 第 5 条第 5 項
	(6) (3) の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における (1) の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士となっているか。	市条例 6 第 5 条第 6 項
	(7) (1) に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤となっているか。 業務の客観性を担保する観点から、児童発達支援管理責任者と直接支援の提供を行う児童指導員等とは異なる者となっているか。	市条例 6 第 5 条第 7 項 障発 0330 第 12 通知 第三 1(1)⑧
	(8) (1) の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。	市条例 6 第 5 条第 8 項
2 従業員の配置の基準（児童発達支援センターに限る。）	(1) 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。（ただし、40 人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。） - 一 嘱託医 1 以上 - 二 児童指導員及び保育士 - イ 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとに、通じておむね障害児の数を 4 で除して得た数以上（この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。） - ロ 児童指導員 1 以上 - ハ 保育士 1 以上 - 三 栄養士 1 以上	市条例 6 第 6 条第 1 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
	四 調理員 1 以上 五 児童発達支援管理責任者 1 以上 (2) (1) 各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員が、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的なケアを行う場合には看護職員が、それぞれ置かれているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 第 1 項の登録に係る事業所に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第 27 条第 1 項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的なケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 (3) (1) 及び (2) に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置いているか。 (4) (2) の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の総数に含めているか。 (5) ((1)、(2) 及び (4) ((1) 第一号を除く。)) に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者となっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(1) 第三号の栄養士及び同第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）（この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。） (6) (3) に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者となっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）	市条例 6 第 6 条第 2 項 市条例 6 第 6 条第 3 項 市条例 6 第 6 条第 4 項 市条例 6 第 6 条第 6 項 市条例 6 第 6 条第 7 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
3 管理者	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。（ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）	市条例 6 第 7 条
4 従たる事業所を設置する場合における特例	（1）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（（2）において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（（2）において「従たる事業所」という。）を設置することができる。 （2）従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	市条例 6 第 8 条第 1 項 市条例 6 第 8 条第 2 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
第3 設備に関する基準		児福法 第21条の5の19第2項
1 設備及び備品等（児童発達支援センターを除く。）	（1）指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 （2）（1）に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えているか。 （3）（1）に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。）	市条例6 第9条第1項 市条例6 第9条第2項 市条例6 第9条第3項
2 設備及び備品等（児童発達支援センターに限る。）	（1）指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下（4）まで同じ。）は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等が設けられているか。 （2）指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、（1）に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。 （3）（1）に規定する設備の基準は、次のとおりとなっているか。（ただし、令和6年4月1日において児童発達支援の指定を受けていた旧主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は旧主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所であって令和6年改正府令附則第5条によりなお従前の例によることができることとしたものにあつては、当分の間、この限りでない。） 一 発達支援室 イ 定員は、おおむね10人とする。 ロ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。 二 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。 （4）（1）及び（2）に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、（2）に掲げる場合を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。）	市条例6 第10条第1項 市条例6 第10条第2項 市条例6 第10条第3項 市条例6 第10条第4項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
第 4 運営に関する基準		児福法 第 21 条の 5 の 19 第 2 項
1 利用定員	指定児童発達支援事業所は、その利用定員が 10 人以上となっているか。（ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）にあつては、利用定員を 5 人以上とすることができる。）	市条例 6 第 11 条
2 内容及び手続の説明及び同意	（１）指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、２８に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得ているか。 （２）指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 77 条の規定に基づき書面の交付等を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 指定児童発達支援を利用するための契約が成立したときは、通所給付決定保護者に対して、遅滞なく、次の事項を記載した書面を交付しているか。 ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定児童発達支援の内容 ウ 当該指定児童発達支援の提供につき通所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項 エ 指定児童発達支援の提供開始年月日 オ 指定児童発達支援に係る苦情を受け付けるための窓口 当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用申込者の承諾を得ているか。	市条例 6 第 12 条第 1 項 市条例 6 第 12 条第 2 項 社会福祉法 第 77 条第 1 項 社会福祉法施行規則 第 16 条第 2 項 障発 0330 第 12 通知 第三 3(2)
3 契約支給量の報告等	（１）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該事業者及びその事業所の名称、当該指定児童発達支援の内容、契約支給量、契約日等の必要な事項（以下「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。 （２）契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。 （３）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 （４）指定児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について（１）から（３）に準じて取り扱っているか。	市条例 6 第 13 条第 1 項 障発 0330 第 12 通知 第三 3(3)① 市条例 6 第 13 条第 2 項 市条例 6 第 13 条第 3 項 市条例 6 第 13 条第 4 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
4 提供拒否の禁止	指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んでいないか。特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 正当な理由とは、次の場合等をいう。 - ア 当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合 - イ 入院治療の必要がある場合 - ウ 当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難な場合	市条例 6 第 14 条 障発 0330 第 12 通知 第三 3(4)
5 連絡調整に対する協力	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業者が行う障害児の紹介、サービス担当者会議等の連絡調整に、できる限り協力しているか。	市条例 6 第 15 条 障発 0330 第 12 通知 第三 3(5)
6 サービス提供困難時の対応	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	市条例 6 第 16 条
7 受給資格の確認	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	市条例 6 第 17 条
8 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	市条例 6 第 18 条第 1 項 市条例 6 第 18 条第 2 項
9 心身の状況等の把握	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	市条例 6 第 19 条

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
10 指定障害児通所支援事業者等との連携等	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 (2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	市条例 6 第 20 条第 1 項 市条例 6 第 20 条第 2 項
11 サービスの提供の記録	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しているか。 (2) 指定児童発達支援事業者は、(1) の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。	市条例 6 第 21 条第 1 項 障発 0330 第 12 通知 第三 3(10)① 市条例 6 第 21 条第 2 項
12 指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 寄付金を強要することや、曖昧な名目による不適切な金銭の支払いを求めているか。 (2) (1) の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、13 (1) から (3) までに規定する支払については、この限りでない。)	市条例 6 第 22 条第 1 項 障発 0330 第 12 通知 第三 3(11) 市条例 6 第 22 条第 2 項
13 通所利用者負担額の受領	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。 (2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けているか。 一 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額 二 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 2 項第 1 号に規定する食事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額	市条例 6 第 23 条第 1 項 市条例 6 第 23 条第 2 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
	(3) 指定児童発達支援事業者は、(1) 及び (2) の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号（第一号にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。 - 一 食事の提供に要する費用 - 二 日用品費 - 三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの (4) (3) 第一号に掲げる費用については、平成 24 年厚生労働省告示第 231 号「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとなっているか。 (5) 指定児童発達支援事業者は、(1) から (3) までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。 (6) 指定児童発達支援事業者は、(3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。	市条例 6 第 23 条第 3 項 市条例 6 第 23 条第 4 項 平 24 厚告 231 市条例 6 第 23 条第 5 項 市条例 6 第 23 条第 6 項
14 通所利用者負担額に係る管理	指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（通所利用者負担額合計額）を算定しているか。 この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。	市条例 6 第 24 条
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	(1) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しているか。 (2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。	市条例 6 第 25 条第 1 項 市条例 6 第 25 条第 2 項
16 指定児童発達支援の取扱方針	(1) 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	市条例 6 第 26 条第 1 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
	(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。 (3) 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 支援上必要な事項とは、児童発達支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含んでいるか。 (4) 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この 16 及び 17 において同じ。）の確保並びに（5）に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行っているか。 (5) 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 指定児童発達支援事業者は、自らその提供する指定児童発達支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図っているか。 (6) 指定児童発達支援事業者は（5）の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この 16 において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者による評価（以下この 16 において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図っているか。 一 当該児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策 七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況 (7) 指定児童発達支援事業者は、おおむね 1 年に 1 回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。 (8) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（（4）に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。	市条例 6 第 26 条第 2 項 市条例 6 第 26 条第 3 項 障発 0330 第 12 通知 第三 3(15)② 市条例 6 第 26 条第 4 項 市条例 6 第 26 条第 5 項 障発 0330 第 12 通知 第三 3(15)⑤ 市条例 6 第 26 条第 6 項 市条例 6 第 26 条第 7 項 市条例 6 第 26 条の 2

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
17 障害児の地域社会への参加及び包摂の推進	指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）の推進に努めているか。	市条例 6 第 26 条の 3
18 児童発達支援計画の作成等	(1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（児童発達支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。 (2) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、障害児の年齢及び発達に程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 (3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。 (4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、16 の（4）に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。 (5) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。 (6) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。 (7) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しているか。	市条例 6 第 27 条第 1 項 市条例 6 第 27 条第 2 項 市条例 6 第 27 条第 3 項 市条例 6 第 27 条第 4 項 市条例 6 第 27 条第 5 項 市条例 6 第 27 条第 6 項 市条例 6 第 27 条第 7 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
19 児童発達支援管理責任者の責務	(8) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。（モニタリング））を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行っているか。	市条例 6 第 27 条第 8 項
	(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	市条例 6 第 27 条第 9 項
	(10) 児童発達支援計画の変更については、(2) から (7) までの規定に準じて行っているか。	市条例 6 第 27 条第 10 項
	(1) 児童発達支援管理責任者は、18 に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 一 18 に規定する相談及び援助を行うこと 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。	市条例 6 第 28 条第 1 項
20 相談及び援助	(2) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。	市条例 6 第 28 条第 2 項
	指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	市条例 6 第 29 条
21 支援	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。	市条例 6 第 30 条第 1 項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。	市条例 6 第 30 条第 2 項
	(3) 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。	市条例 6 第 30 条第 3 項
	(4) 指定児童発達支援事業者は、常時 1 人以上の従業者を支援に従事させているか。	市条例 6 第 30 条第 4 項
	(5) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。	市条例 6 第 30 条第 5 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
22 食事	(1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。（4）において同じ。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含むものとなっているか。 (2) 食事は、(1)の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。 (3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。 (4) 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。	市条例 6 第 31 条第 1 項 市条例 6 第 31 条第 2 項 市条例 6 第 31 条第 3 項 市条例 6 第 31 条第 4 項
23 社会生活上の 便宜の供与等	(1) 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。 (2) 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。	市条例 6 第 32 条第 1 項 市条例 6 第 32 条第 2 項
24 健康管理	(1) 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも 1 年に 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて行っているか。 (2) (1) の指定児童発達支援事業者は、次の左に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれの右に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、右に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれの左に掲げる健康診断の結果を把握しているか。 ア 児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断 障害児の通所開始時の健康診断 イ 障害児が通学する学校における健康診断 定期の健康診断又は臨時の健康診断 (3) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業員の健康診断に当たっては、綿密な注意を払っているか。	市条例 6 第 33 条第 1 項 市条例 6 第 33 条第 2 項 市条例 6 第 33 条第 3 項
25 緊急時等の対応	指定児童発達支援事業所の従業員は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	市条例 6 第 34 条

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
26 通所給付決定保護者に関する市町村への通知	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	市条例 6 第 35 条
27 管理者の責務	(1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。 (2) 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者に市条例 6 第 2 章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	市条例 6 第 36 条第 1 項 市条例 6 第 36 条第 2 項
28 運営規程	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 - 一 事業の目的及び運営の方針 - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 - 三 営業日及び営業時間 - 四 利用定員 - 五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 - 六 通常の事業の実施地域 - 七 サービスの利用に当たっての留意事項 - 八 緊急時等における対応方法 - 九 非常災害対策 - 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 - 十一 虐待の防止のための措置に関する事項 - 十二 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 - 十三 その他運営に関する重要事項	市条例 6 第 37 条
29 勤務体制の確保等	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。 原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にしているか。 (2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しているか。(ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことが認められる。) (3) 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のため、外部の研修実施機関が行う研修その他の適切な研修への参加の機会を計画的に確保しているか。	市条例 6 第 38 条第 1 項 障発 0330 第 12 通知 第三 3(27)① 市条例 6 第 38 条第 2 項 障発 0330 第 12 通知 第三 3(27)② 市条例 6 第 38 条第 3 項 障発 0330 第 12 通知 第三 3(27)③

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
30 業務継続計画の策定等	(4) 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 (1) 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 (3) 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	市条例 6 第 38 条第 4 項 市条例 6 第 38 条の 2 第 1 項 市条例 6 第 38 条の 2 第 2 項 市条例 6 第 38 条の 2 第 3 項
31 定員の遵守	指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行っていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。) 原則として、利用定員を超えた障害児の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた障害児の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等からやむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とする。 ア 1 日当たりの障害児の数 (ア) 利用定員 50 人以下の場合 1 日の障害児の数が、利用定員に 100 分の 150 を乗じて得た数以下となっていること。 (イ) 利用定員 51 人以上の場合 1 日の障害児の数が、利用定員に当該利用定員から 50 を差し引いた数に、100 分の 25 を乗じて得た数に、25 を加えた数を加えて得た数以下となっていること。 イ 過去 3 月間の障害児の数 直近の過去 3 月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、100 分の 125 を乗じて得た数以下となっていること。	市条例 6 第 39 条 障発 0330 第 12 通知 第三 3(29)① 障発 0330 第 12 通知 第三 3(29)②
32 非常災害対策	(1) 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。 (2) 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	市条例 6 第 40 条第 1 項 市条例 6 第 40 条第 2 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
33 安全計画の策定等	(3) 指定児童発達支援事業者は、(2) の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 (1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、(1) の研修及び訓練を定期的に実施しているか。 (3) 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。 (4) 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。	市条例 6 第 40 条第 3 項 市条例 6 第 40 条の 2 第 1 項 市条例 6 第 40 条の 2 第 2 項 市条例 6 第 40 条の 2 第 3 項 市条例 6 第 40 条の 2 第 4 項
34 自動車を運行する場合の所在の確認	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。 (2) 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて(1)に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行っているか。	市条例 6 第 40 条の 3 第 1 項 市条例 6 第 40 条の 3 第 2 項
35 衛生管理等	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 (2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。	市条例 6 第 41 条第 1 項 市条例 6 第 41 条第 2 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
36 協力医療機関	③ 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。 指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	市条例 6 第 42 条
37 掲示	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、36 の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 又は、指定児童発達支援事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	市条例 6 第 43 条第 1 項、第 2 項
38 身体的拘束等の禁止	（１）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。 （２）（１）の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合であるか。 ア 障害児又は他の障害児の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 イ 身体的拘束等を行う以外に当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 ウ 身体的拘束等が一時的なものであること。 （３）指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等を行う場合は、あらかじめ指定する複数の者をもって構成する組織体での判断を必要とし、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録しているか。 （４）指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的 に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。	市条例 6 第 44 条第 1 項 市条例 6 第 44 条第 2 項 市条例 6 第 44 条第 3 項 市条例 6 第 44 条第 4 項
39 虐待等の禁止	（１）指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 （２）指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。	市条例 6 第 45 条第 1 項 市条例 6 第 45 条第 2 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
40 秘密保持等	① 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止ための研修を定期的実施しているか。 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか （１）指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。 （２）指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 （３）指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。	市条例 6 第 47 条第 1 項 市条例 6 第 47 条第 2 項 市条例 6 第 47 条第 3 項
41 情報の提供等	（１）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。 （２）指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	市条例 6 第 48 条第 1 項 市条例 6 第 48 条第 2 項
42 利益供与等の禁止	（１）指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 （２）指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	市条例 6 第 49 条第 1 項 市条例 6 第 49 条第 2 項
43 苦情解決	（１）指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 （２）指定児童発達支援事業者は、（１）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	市条例 6 第 50 条第 1 項 市条例 6 第 50 条第 2 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
	(3) 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、児福法第 21 条の 5 の 22 第 1 項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市条例 6 第 50 条第 3 項
	(4) 指定児童発達支援事業者は、市町村長からの求めがあった場合には、(3) の改善の内容を市町村長に報告しているか。	市条例 6 第 50 条第 4 項
	(5) 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	市条例 6 第 50 条第 5 項
44 地域との連携等	(1) 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	市条例 6 第 51 条第 1 項
	(2) 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めているか。	市条例 6 第 51 条第 2 項
45 事故の防止等	(1) 指定児童発達支援事業者は、事故等の防止のため、指定児童発達支援事業所の設備及び備品等の安全性について毎日点検し、必要な場合は速やかに補修等を行っているか。	市条例 6 第 52 条第 1 項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児への虐待及び障害児の転倒その他の事故の防止のため、常に周囲の者が障害児の安全を視認できるよう、指定児童発達支援事業所の設備内の整理をしているか。	市条例 6 第 52 条第 2 項
46 事故発生時の対応	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。また、事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めているか。	市条例 6 第 53 条第 1 項 障発 0330 第 12 通知 第三 3(41)①
	(2) 指定児童発達支援事業者は、(1) の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しているか。	市条例 6 第 53 条第 2 項
	(3) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	市条例 6 第 53 条第 3 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
47 会計の区分	（４）指定児童発達支援事業者は、（３）の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めているか。 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	市条例 6 第 53 条第 4 項 第 54 条
48 記録の整備	（１）指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 （２）指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から５年間保存しているか。 ア 11（１）に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録 イ 児童発達支援計画 ウ 26 の規定による市町村への通知に係る記録 エ 38（３）に規定する身体的拘束等の記録 オ 43（２）に規定する苦情の内容等の記録 カ 46（２）に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	市条例 6 第 55 条第 1 項 市条例 6 第 55 条第 2 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
第5 届出等		
1 変更の届出	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の次に掲げる事項に変更があったとき、又は休止した当該指定児童発達支援の事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を八王子市長に届け出ているか。 ア 事業所の名称及び所在地 イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等 エ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要 オ 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 カ 運営規程 (2) (1) の届出であって、指定児童発達支援の利用者の定員の増加に伴うものは、当該指定児童発達支援に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行っているか。	児福法 第21条の5の20第3項 児福法施行規則 第18条の35第1項第1号 児福法施行規則 第18条の27第1項 児福法施行規則 第18条の35第2項
2 業務管理体制の整備	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、児福法又は児福法に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるよう、次の基準に従い、業務管理体制を整備しているか。 ア 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定障害児事業者等 （指定発達支援医療機関の設置者を除く。） （ア）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。 イ 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定障害児事業者等 （指定発達支援医療機関の設置者を除く。） （ア）法令遵守責任者を選任しているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ウ 指定を受けている事業所の数が100以上の指定障害児事業者等及び指定発達支援医療機関の設置者 （ア）法令遵守責任者の選任をしているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 （ウ）業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。 (2) 指定児童発達支援事業者（指定障害児通所支援事業所が八王子市域のみに所在する指定障害児通所支援事業者）は、八王子市長に対し、業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。 ア 業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を届け出ているか。 （ア）指定障害児事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 （イ）法令遵守責任者の氏名及び生年月日 （ウ）業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（(1)のイ及びウに掲げる者に限る。） （エ）業務執行の状況の監査の方法の概要（(1)のウに掲げる者に限る。） イ アの規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、届け出ているか。	児福法 第21条の5の26第1項 児福法 第21条の5の18第3項 児福法施行規則 第18条の37 児福法 第21条の5の26第2項 及び第3項 児福法施行規則 第18条の38

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
第 6 障害児通所 給付費の算定及び 取扱い		児福法 第 21 条の 5 の 3
1 基本事項	(1) 児童発達支援に要する費用の額は、平成 24 年厚生労働省告示第 122 号の別表「障害児通所給付費単位数表」第 1 により算定する単位数に平成 24 年厚生労働省告示第 128 号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める 1 単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (2) (1) の規定により、児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平 24 厚労告 122 一 平 24 厚労告 128 平 24 厚労告 122 三
2 児童発達支援 給付費	(1) 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合については、平成 24 年厚生労働省告示第 269 号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第一号に適合するものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援の単位（平成 24 年厚生労働省令第 15 号「児童福祉法に基づく指定通所支援の人員、設備及び運営に関する基準」（指定通所基準）第 5 条第 5 項及び第 6 条第 6 項に規定）において、指定児童発達支援（指定通所基準第 4 条に規定）を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センターの場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。 (2) 児福法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する内閣府令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合については、平成 24 年厚生労働省告示第 269 号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第二号に適合するものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の就学の状況及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。 (3) 児福法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合については、平成 24 年厚生労働省告示第 269 号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第二号の二に適合するものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。 (4) 共生型児童発達支援給付費については、平成 24 年厚生労働省告示第 269 号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第二号の三に適合するものとして八王子市長に届け出た共生型児童発達支援を行う事業所（共生型児童発達支援事業所）において、共生型児童発達支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 1 の注 1 平 24 厚労告 269 一 平 24 厚労告 122 別表第 1 の 1 の注 2 平 24 厚労告 269 二 平 24 厚労告 122 別表第 1 の 1 の注 2 の 2 平 24 厚労告 269 二の二 平 24 厚労告 122 別表第 1 の 1 の注 2 の 3 平 24 厚労告 269 二の三

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
	(5) (1) 及び (2) の規定する場合にあっては、指定児童発達支援事業所の従業者が、指定児童発達支援を行った場合に、現に要した時間ではなく、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定しているか。 (6) 指定児童発達支援、共生型児童発達支援を行う場合については、個々の障害児に対するサービス提供時間（送迎に係る時間は除くものとする。）は 30 分以上であるか。 指定通所支援等の提供時間が 30 分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるためにサービス提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が 30 分未満のサービス提供が必要であると市町村が認めた場合であるか。 (7) 児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ① 障害児の数又は従業員の員数が平成 24 年厚生労働省告示第 271 号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」第一号イ又はロの表の上欄に定める基準に該当する場合 同表下欄に定める割合 ② 指定児童発達支援の提供に当たって、児童発達支援計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 (一) 児童発達支援計画が作成されていない期間が 3 月未満の場合 100 分の 70 (二) 児童発達支援計画が作成されていない期間が 3 月以上の場合 100 分の 50 ③ 指定児童発達支援等の提供に当たって、市条例 6 第 26 条第 7 項（同第 59 条において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合するものとして市町村長に届け出していない場合 100 分の 85 ④ 指定児童発達支援等の提供に当たって、市条例 6 第 26 条の 2（同第 59 条において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出していない場合（令和 7 年 4 月 1 日以降） 100 分の 85 (8) 営業時間（指定児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所（指定児童発達支援事業所等）の場合には運営規程に定める営業時間をいう。）が、平成 24 年厚生労働省告示第 271 号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数の乗じる割合」第一号ハの表の上欄に定める基準に該当する場合には、所定単位数に同表下欄に定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定しているか。（開所時間減算） (9) 指定児童発達支援等の提供に当たって、第 4 の 38 の (3) 又は (4) に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 指定児童発達支援事業者が、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。（市条例 6 第 59 条において準用する場合を含む。） イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ロ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 1 の注 2 の 5 平 24 厚労告 122 別表第 1 の 1 の注 2 の 6 平 24 厚労告 122 別表第 1 の 1 の注 3 障発 0330 第 16 通知 第二 (5) (6) (7) 及び (8) 平 24 厚告 271 第一号イ、ロ 平 24 厚労告 122 別表第 1 の 1 の注 4 平 24 厚告 271 第一号ハ 平 24 厚労告 122 別表第 1 の 1 の注 5

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
	ハ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施することとしているか。 (身体拘束廃止未実施減算) (10) 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(市条例6第59条において準用する場合を含む。) イ 当該指定児童発達支援事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ロ 当該指定児童発達支援事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 ハ イ及びロに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 (虐待防止措置未実施減算) (11) 第4の30の(1)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(業務継続計画未策定減算) (12) 児福法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(情報公表未報告減算) (13) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号に適合するものとして市に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)が、指定児童発達支援を行った場合にあっては、中核機能強化加算として、当該基準に掲げる区分に従い、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しないか。 イ 中核機能強化加算(Ⅰ) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号イに適合 ロ 中核機能強化加算(Ⅱ) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号ロに適合 ハ 中核機能強化加算(Ⅲ) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号ハに適合 (14) 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除く。)が指定児童発達支援を行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、1日につき平24厚労告122別表第1の1の注7の2のイ及びロまでに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の二に適合するものとして市に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除く。)が、指定児童発達支援	平24厚労告122 別表第1の1の注5の2 平24厚労告122 別表第1の1の注6 平24厚労告122 別表第1の1の注6の2 平24厚労告122 別表第1の1の注7 平24厚告270第一号 平24厚労告122 別表第1の1の注7の2 平24厚告270第一号の二

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
	を行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 イ 児福法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。） ロ 主として重症心身障害児を通わせる児福法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 (15) 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（(16)の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者）若しくは平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の三に適合する者（児童指導員等）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 ① 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合 ② 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（①に掲げる場合を除く。） ③ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（①及び②に掲げる場合を除く。） ④ 児童指導員等を配置する場合（①から③までに掲げる場合を除く。） ⑤ その他の従業者を配置する場合 ロ 児福法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ハに該当する場合を除く。） ① 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合 ② 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（①に掲げる場合を除く。） ③ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（①及び②に掲げる場合を除く。） ④ 児童指導員等を配置する場合（①から③までに掲げる場合を除く。） ⑤ その他の従業者を配置する場合	平 24 厚労告 122 別表第1の1の注8 平 24 厚労告 270 第一号の三

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
	ハ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 ① 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合 ② 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（①に掲げる場合を除く。） ③ 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（①及び②に掲げる場合を除く。） ④ 児童指導員等を配置する場合（①から③までに掲げる場合を除く。） ⑤ その他の従業者を配置する場合 (16) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下同じ。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下同じ。）又は平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の四に適合する専門職員（理学療法士等）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業員の員数（(11)の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用者定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、第6条の2の（7）の②を算定している場合は加算していないか。 イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 ロ 児福法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ハに該当する場合を除く。） ハ 主として重症心身障害児を通わせる児福法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合 (17) 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第三号に適合するものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算を算定していないか。 イ 看護職員加配加算（Ⅰ） 主として重症心身障害児を通わせる児福法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において指定児童発達支援を行った場合 ロ 看護職員加配加算（Ⅱ） 主として重症心身障害児を通わせる児福法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において指定児童発達支援を行った場合	平24厚労告122 別表第1の1の注9 平24厚告270第一号の四 平24厚労告122 別表第1の1の注10 平24厚労告269 三

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
3 家族支援加算	(18) 共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして八王子市長に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合 181 単位 ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103 単位 ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合 78 単位	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 1 の注 11
	(1) 指定児童発達支援事業所等において、条例第 5 条若しくは第 6 条又は第 56 条第 1 号、第 57 条第 2 号若しくは第 58 条第 4 号の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。児童発達支援事業所等従業者）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。）等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。 イ 家族支援加算(Ⅰ) (1) 障害児の居宅を訪問して相談援助を行った場合 （一）所要時間1時間以上の場合 （二）所要時間1時間未満の場合 (2) 指定児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合 (3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 ロ 家族支援加算(Ⅱ) (1) 対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 (2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 2 の注 1
	(2) 指定児童発達支援事業所等が市条例第 2 条第 13 号に規定する多機能型事業所（市条例第 78 条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、市条例第 90 条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び市条例第 98 条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と市条例第 4 条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。）に該当する場合には、障害児及びその家族等について、放課後等デイサービスの家族支援加算（Ⅰ）、居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算（Ⅰ）及び保育所等訪問支援の家族支援加算（Ⅰ）を算定した回数と（1）のイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときは（1）のイを、放課後等デイサービスの家族支援加算（Ⅱ）、居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算（Ⅱ）及び保育所等訪問支援の家族支援加算（Ⅱ）を算定した回数と（1）のロを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときは（1）のロを算定していないか。	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 2 の注 2

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
4 子育てサポート加算	指定児童発達支援事業所等において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定児童発達支援等とあわせて、障害児の家族等に対して、児童発達支援事業所等従業者が指定児童発達支援等を行う場면을観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 2 の 2 の注
5 食事提供加算	児童発達支援センターにおいて、児童福祉法施行令第 24 条第 2 号、第 3 号ロ、第 4 号ロ又は第 6 号に掲げる通所給付決定保護者（低所得者等又は中間所得者）の通所給付決定に係る障害児に対し、児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供するものとして八王子市長に届け出た児童発達支援センターにおいて、平成 24 年厚生労働省告示第 270 号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五に適合する食事提供を行った場合に、令和 9 年 3 月 31 日までの間、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につきそれぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。 イ 食事提供加算（Ⅰ） 平成 24 年厚生労働省告示第 270 号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五イに適合 ロ 食事提供加算（Ⅱ） 平成 24 年厚生労働省告示第 270 号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の五ロに適合	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 3 の注 平 24 厚告 270 第一号の五
6 利用者負担上限額管理加算	指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 4 の注
7 福祉専門員配置等加算	（1）福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、第 2 の 1 又は 2 の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は市条例第 56 第 1 号、第 57 条第 2 号若しくは第 58 条第 4 号の規定により置くべき従業者（共生型児童発達支援事業所従業者）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が 100 分の 35 以上であるものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 （2）福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、第 2 の 1 又は 2 の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が 100 分の 25 以上であるものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、（1）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合に算定していないか。	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 5 の注 1 平 24 厚労告 122 別表第 1 の 5 の注 2

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
8 栄養士配置加算	(3) 福祉専門職員配置等加算 (Ⅲ) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合に算定していないか。 ① 第2の1又は2の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士(児童指導員等)として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。 ② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。	平 24 厚労告 122 別表第1の5の注3
	(1) 栄養士配置加算 (Ⅰ) 栄養士配置加算(Ⅰ)については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ① 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。 ② 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。	平 24 厚労告 122 別表第1の6の注1
	(2) 栄養士配置加算 (Ⅱ) 栄養士配置加算(Ⅱ)については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、栄養士配置加算(Ⅰ)を算定している場合に算定していないか。 ① 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。 ② 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。	平 24 厚労告 122 別表第1の6の注2
9 欠席時対応加算	指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。 ただし、児福法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合の指定児童発達支援事業所において1月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定しているか。	平 24 厚労告 122 別表第1の7の注

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
10 専門的支援実施加算	理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の六に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の日数に応じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。 ただし、第6の2の（7）の②を算定している場合又は第6の2の（18）のイ若しくはロを算定していない場合は加算していないか。	平24厚労告122 別表第1の8の注 平24厚労告270一の六
11 強度行動障害児支援加算	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の七に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の八に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、児福法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合は加算していないか。 さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算しているか。	平24厚労告122 別表第1の8の2の注 平24厚労告270一の七 平24厚労告270一の八
12 集中的支援加算	平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の九に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚労告122 別表第1の8の3の注 平24厚労告270一の九
13 人工内耳装用児加算	（1）人工内耳装用児加算（Ⅰ） 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号に適合するものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十に適合する指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 （2）人工内耳装用児加算（Ⅱ） 言語聴覚士を1以上配置しているものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所等において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十一に適合する指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122 別表第1の8の4の注1 平24厚告269 第四号 平24厚告270 第一号の十 平24厚告122 別表第1の8の4の注2 平24厚告270 第一号の十一
14 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児（視覚障害児等）との意思疎通に関し専門性を有する者を1以上配置しているものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所等において、視覚障害児等に対して、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122 別表第1の8の5の注

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
15 個別サポート加算	(1) 個別サポート加算 (I) 指定児童発達支援事業所等において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童又は精神に重度の障害がある児童に対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、児福法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合は加算していないか。 (2) 個別サポート加算 (II) 要保護児童（児福法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 9 の注 1 平 24 厚労告 122 別表第 1 の 9 の注 2
16 入浴支援加算	平成 24 年厚生労働省告示第 269 号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の二に適合するものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、平成 24 年厚生労働省告示第 270 号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十二に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算する。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 9 の 2 の注 平 24 厚告 269 第四号の二 平 24 厚告 270 第一号の十二
17 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算 (I) 医療連携体制加算 (I) については、医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、平成 24 年厚生労働省告示第 122 号別表第 1 の 1 のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1 のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1 のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1 のロの(1)の(一)の a、b 若しくは c、1 のロの(1)の(二)の a、b 若しくは c、1 のロの(2)の(一)の a、b 若しくは c、1 のロの(2)の(二)の a、b 若しくは c、1 のロの(3)の(一)の a、b 若しくは c、1 のロの(3)の(二)の a、b 若しくは c 又は 1 のハを算定している障害児については、算定していないか。 (2) 医療連携体制加算 (II) 医療連携体制加算 (II) については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が 1 時間以上 2 時間未満の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、平成 24 年厚生労働省告示第 122 号別表第 1 の 1 のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1 のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1 のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1 のロの(1)の(一)の a、b 若しくは c、1 のロの(1)の(二)の a、b 若しくは c、1 のロの(2)の(一)の a、b 若しくは c、1 のロの(2)の(二)の a、b 若しくは c、1 のロの(3)の(一)の a、b 若しくは c、1 のロの(3)の(二)の a、b 若しくは c 又は 1 のハを算定している障害児については、算定していないか。	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 10 の注 1 平 24 厚労告 122 別表第 1 の 10 の注 2

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ) 医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位を加算しているか。 ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(二)のa、b若しくはc又は1のハを算定している場合に障害児については、算定していないか。 (4) 医療連携体制加算(Ⅳ) 医療連携体制加算(Ⅳ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位を加算しているか。 ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1の10のイからハまでのいずれか又は1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(二)のa、b若しくはc又は1のハを算定している場合に医療的ケア児については、算定していないか。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあつては、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc又は1のロの(3)の(二)のa、b若しくはcを算定することを原則としているか。 (5) 医療連携体制加算(Ⅴ) 医療連携体制加算(Ⅴ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位を加算しているか。 ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1の10のイからハまでのいずれか又は1のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(1)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(2)の(二)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(一)のa、b若しくはc、1のロの(3)の(二)のa、b若しくはc又は1のハを算定している場合に医療的ケア児については、算定していないか。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあつては、平成24年厚生労働省告示第122号別表第1の1の10の1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)を算定することを原則としているか。	平24厚労告122 別表第1の10の注3 平24厚労告122 別表第1の10の注4 平24厚労告122 別表第1の10の注5

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
18 送迎加算	(6) 医療連携体制加算 (VI) 医療連携体制加算 (VI) については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法附則第 3 条第 1 項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。）に喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法第 2 条第 2 項に規定する喀痰吸引等を言う。以下同じ。）に係る指導を行った場合に、当該看護職員 1 人に対し、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、平成 24 年厚生労働省告示第 122 号別表第 1 の 1 のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1 のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1 のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1 のロの(1)の(一)の a、b 若しくは c、1 のロの(1)の(二)の a、b 若しくは c、1 のロの(2)の(一)の a、b 若しくは c、1 のロの(2)の(二)の a、b 若しくは c、1 のロの(3)の(一)の a、b 若しくは c、1 のロの(3)の(二)の a、b 若しくは c 又は 1 のハを算定している場合に算定していないか。	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 10 の注 6
	(7) 医療連携体制加算 (VII) 医療連携体制加算 (VII) については、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児 1 人に対し、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、平成 24 年厚生労働省告示第 122 号別表第 1 の 1 の 10 のイからホまでのいずれか若しくは 1 のイの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1 のイの(2)の(一)、(二)若しくは(三)、1 のイの(3)の(一)、(二)若しくは(三)、1 のロの(1)の(一)の a、b 若しくは c、1 のロの(1)の(二)の a、b 若しくは c、1 のロの(2)の(一)の a、b 若しくは c、1 のロの(2)の(二)の a、b 若しくは c、1 のロの(3)の(一)の a、b 若しくは c 若しくは 1 のロの(3)の(二)の a、b 若しくは c を算定している障害児であるとき又は第 6 の 2 の(17)のイ若しくはロを算定しているときは、算定していないか。	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 10 の注 7
	(1) 障害児(平成 24 年厚生労働省告示第 122 号別表第 1 の 1 のイ又はハを算定している障害児を除く。)に対して行う場合については、障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 11 の注 1
	(2) (1) を算定している指定児童発達支援事業所が、平成 24 年厚生労働省告示第 269 号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の三に適合するものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であり、送迎した障害児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき 40 単位を所定単位数に加算しているか。 ただし、(3) に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定していないか。 (3) (1) を算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、平成 24 年厚生労働省告示第 269 号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の四に適合するものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であって、送迎した障害児が中重度医療的ケア児（スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16 点以上である障害児）の場合には、片道につき 80 単位を所定単位数に加算しているか。	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 11 の注 1 の 2 平 24 厚告 269 第四号の 3 平 24 厚告 122 別表第 1 の 11 の注 1 の 3 平 24 厚告 269 第四号の 4

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
19 延長支援加算	(4) 重症心身障害児又は医療的ケア児である障害児（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号別表第 1 の 1 のイ又はハを算定している障害児に限る。）に対して行う場合については、平成 24 年厚生労働省告示第 269 号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の五に適合するものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所において、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 11 の注 2 平 24 厚告 269 第四号の五
	(5) 中重度医療的ケア児である障害児（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号別表第 1 の 1 のイ又はハを算定している障害児に限る。）に対して行う場合については、平成 24 年厚生労働省告示第 269 号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の六に適合するものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所において、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 11 の注 3 平 24 厚告 269 第四号の六
	(6) (1) から (5) までは規定する送迎加算の算定については、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で送迎を行った場合には、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定しているか。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 11 の注 4
	(1) 次に掲げる場合について、平成 24 年厚生労働省告示第 269 号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第四号の七に適合するものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援（当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が 5 時間のものに限る。）の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が 1 時間以上のものに限る。）（延長支援）を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間（当該延長支援を行うのに要した時間（当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間）をいう。）に応じ、1 日につき所定単位数を加算しているか。 イ 指定児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合（ロに規定する場合を除く。） (1) 障害児の場合（(2)に規定する場合を除く。） (2) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 ロ 児福法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する内閣府令で定める施設（市条例 6 第 5 条第 4 項の基準を満たしているものに限り、児童発達支援センターを除く。）において障害児（重症心身障害児を除く。）に対し延長支援を行う場合 (1) 障害児の場合（(2)に規定する場合及び重症心身障害児を除く。） (2) 医療的ケア児の場合（重症心身障害児を除く。） (2) (1) のイ又はロを算定する指定児童発達支援事業所において、延長支援について、障害児又は保護者の都合により延長支援時間が 30 分以上 1 時間未満となった場合には、(1) のイの(1)又はロの(1)を算定している指定児童発達支援事業所については 61 単位を、(1) のイの(2)又はロの(2)を算定している指定児童発達支援事業所については 128 単位を、1 日につきそれぞれの所定単位数に加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 12 の注 1 平 24 厚告 269 第四号の七 平 24 厚告 122 別表第 1 の 12 の注 2

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
20 関係機関連携 加算	(3) 次に掲げる場合について、平成 24 年厚生労働省告示第 269 号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第五号に適合するものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。 イ 児福法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する内閣府令で定める施設（市条例 6 第 5 条第 4 項の基準を満たしているものに限り、児童発達支援センターを除く。）において重症心身障害児に対し延長支援を行う場合 ロ 共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合	平 24 厚告 122 別表第 1 の 12 の注 3 平 24 厚告 269 第五号
	(1) 関係機関連携加算（Ⅰ） 関係機関連携加算（Ⅰ）については、指定児童発達支援事業所等において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設（保育所等施設）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1 月に 1 回を限度として、所定単位数を加算しているか。 ただし、共生型児童発達支援事業所については、第 6 の 2 の（18）のイ又はロを算定していない場合に、算定していないか。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 12 の 2 の注 1
	(2) 関係機関連携加算（Ⅱ） 関係機関連携加算（Ⅱ）については、指定児童発達支援事業所等において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1 月に 1 回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 12 の 2 の注 2
	(3) 関係機関連携加算（Ⅲ） 関係機関連携加算（Ⅲ）については、指定児童発達支援事業所等において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（児童相談所等関係機関）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1 月に 1 回を限度として、所定単位数を加算しているか。 (4) 関係機関連携加算（Ⅳ）については、指定児童発達支援事業所等が市条例 6 第 2 条第 13 号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に平成 24 年厚生労働省告示第 122 号別表「障害児通所給付費等単位数表」第 5 の 1 の 8 に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定していないか。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 12 の 2 の注 3 平 24 厚告 122 別表第 1 の 12 の 2 の注 4

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
21 事業所間連携加算	(5) 関係機関連携加算(Ⅳ) 関係機関連携加算(Ⅳ)については、障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等(小学校等)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 指定児童発達支援事業所等において、児福法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を受けている場合であって、平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算しているか。 イ 事業所間連携加算(Ⅰ) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三イに適合 ロ 事業所間連携加算(Ⅱ) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第一号の十三ロに適合	平24厚告122別表第1の12の2の注5 平24厚告122別表第1の12の3の注 平24厚告270第一号の十三
22 保育・教育等移行支援加算	(1) 指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設(他の社会福祉施設等を除く。)(移行先施設)との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言(保育・教育等移行支援)を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算しているか。 (2) 移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。 (3) 移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告122別表第1の12の4の注1 平24厚告122別表第1の12の4の注2 平24厚告122別表第1の12の4の注3
23 共生型サービス医療的ケア児支援加算	看護職員又は認定特定行為業務従事者を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして八王子市長に届け出た共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児に対して、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、17の医療連携体制加算を算定しているときは、算定していないか	平24厚告122別表第1の12の5の注

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
24 福祉・介護職員等処遇改善加算	平成 24 年厚生労働省告示第 270 号「こども家庭庁長官が定める児童等」第二号に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして八王子市長に届け出た指定児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 イ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 第 6 の 2 から 23 までにより算定した単位数の 1000 分の 131 に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 第 6 の 2 から 23 までにより算定した単位数の 1000 分の 128 に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 第 6 の 2 から 23 までにより算定した単位数の 1000 分の 118 に相当する単位数 ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 第 6 の 2 から 23 までにより算定した単位数の 1000 分の 96 に相当する単位数	平 24 厚告 122 別表第 1 の 13 の注 1 平 24 厚告 270 第二号